修」を「研修若しくは技能実習」に改め、同項第五号及び第六号中「研修評価事業」を「技能実習評価事業」に改め、同項第七号及び第八号中「研修」を「研修又は技能実習」に改め、同項第九号中「研修評価」を「技能実習評価」に、「外国人の研修」を「外国人の技能実習」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　当該委員が、外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと及び外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行う団体又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行う団体に所属していないこと。

第六十四条第三項第十二号中「研修評価」を「技能実習評価」に改め、同項第十三号及び第十四号中「研修」を「研修又は技能実習」に改める。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十五条　法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定により告示をもつて定める監理団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該監理団体の継続的な事業として技能実習が実施されることにより、技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。

二　当該監理団体が技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

三　当該監理団体が技能実習を監理する団体として必要な体制を有すること。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該団体が監理を行おうとする技能実習」と読み替えるものとする。

第六十六条　法務大臣が法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定により告示をもつて定める技能実習は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該技能実習が継続的な事業として実施されることにより、当該技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。

二　基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定により告示をもつて定める技能実習については、実習実施機関が当該技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

三　実習実施機関が当該技能実習の実施機関として必要な設備及び体制を有すること。

2　第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該告示に係る技能実習」と読み替えるものとする。

別表第二の技能の項の次に次のように加える。

技能実習	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年又は六月 二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

別表第二の家族滞在の項中「三年」の下に「、二年三月」を、「二年」の下に「、一年三月」を加える。

別表第三の技能の項の次に次のように加える。

技能実習	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 イ　技能実習の内容、必要性、実施場所、期間及び到達目標（技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。）を明らかにする技能実習計画書 ロ　本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書 ハ　帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書 ニ　基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号イの項」という。）の下欄第五号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料 ホ　基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第五号に規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿 ヘ　外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書 ト　外国の所属機関における職務内容及び勤務期間を証する文書 チ　送出し機関及び実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し リ　実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書 ヌ　基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第九号に規定する技能実習指導員の当該技能実習において修得しようとする技能等に係る経歴を証する文書 ル　本邦外において講習又は外部講習を受けた場合は、当該講習又は外部講習の内容、実施機関、実施場所及び期間を証する文書